



知らないと損する「過払い金」

法テラス八雲法律事務所 弁護士 鳴本 翼
(函館弁護士会所属)



■ テレビCM等でよく耳にする「過払い金」の返還請求。読んで字のごとく、「払い過ぎたお金」を返還するよう請求することを言いますが、「過払い金」を返還するよう請求できるのはどんな仕組みでしょうか？今回は、知らないで損する「過払い金」について紹介します(特に2008年より以前に金融機関から借入をおこなった経験のある方は要チェック)。

■ 私たちが銀行や消費者金融からお金を借りるとき、多くの場合には利息を支払うこととなります。そして、利息に関しては、利息制限法という法律で一定の規制がかかっているのですが、2008年より以前は、多くの消費者金融が、この利息制限法の規制を無視した非常に高い金利での貸し付けをおこなっていたのです。つまり、「過払い金」返還請求とは、消費者金融などが本来受け取ってはいけない利息分を「払い過ぎたお金(過払い金)」として、返金するよう求めることをいいます。

■ 過払い金は、数十万円から数百万円にのぼるケースも珍しくはありません。また、借金を完済している方だけでなく、借金を返済中の方であっても、過払い金によって残りの借金を完済できる可能性もありますので、心当たりのある方は、一度専門家に相談してみるとよいかもしれません。

■ ただし、一点だけ重大な注意点があります。「過払い金」は、最後に返済した日から10年間経過すると、時効が成立し、請求することができなくなってしまうのです。当事務所に相談にいらした方の中にも、せっかく発生していた「過払い金」が時効によって消滅しており、悔しい思いをされた方が多数いらっしゃいますので、ご相談はお早めに。

■ さて、当事務所では「過払い金」に関する相談をはじめ、皆さまからの各種法律相談を承っております。一定の資力要件を満たす方は、3回まで無料の法律相談をすることもできます。少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所(☎050-3383-8366)」まで相談予約の電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所(☎050-3383-5563)」でも、ご相談を承っておりますのであわせてご利用ください。

八雲警察署からお知らせ

春の地域安全運動

みんなで築こう、安全で安心な大地

- 北海道警察では、5月11日～20日までの10日間、「春の地域安全運動」を実施し、自治体、防犯協会、ボランティア等と連携して犯罪のない安全で安心して暮らせる地域づくりを目指します。
- 子供を犯罪被害から守るため、「いかのおすし」の防犯標語を使った繰り返しの防犯指導や、登下校時の見守り活動を行いましょ。
- 子供を犯罪被害から守るために「防犯ブザー」や「防犯ホイッスル」を持たせましょ。
- 女性が犯罪被害に遭わないため、夜間は人通りの少ない道を避けるとともに、イヤホンで音楽を聴いたりスマートフォンを操作しながら歩かないようにしましょ。
- オレオレ詐欺に注意!
息子や甥を騙り「かばんを無くしたのでお金を用意して」などと言って、お金を要求してきたら詐欺です。
- 還付金詐欺に注意!
「医療費の還付金を近くのATMで受け取れます」など言われたら詐欺です。
- 架空請求詐欺に注意!
メールやハガキで「有料サイトの未納金」、「訴訟の和解費用」などと連絡が来てコンビニエンスストアで支払うように求めてきたら詐欺です。
- 特殊詐欺の被害に遭わないため、お金の要求や儲け話には注意をし、怪しいと感じたらすぐに警察相談電話#9110に相談しましょ。
- 息子や孫の関係者や金融機関職員を名乗ったとしても、知らない人に現金やキャッシュカードを絶対に渡さないように注意しましょ。

「いかのおすし」

いか～ついて「いか」ない
の～くるまに「の」らない
お～「お」おきなこえをだす
す～「す」ぐににげる
し～だれかに「し」らせる

【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110